

# 新型コロナウイルス感染症収束に向けてのロードマップ

令和3年1月19日  
自由民主党政務調査会

危機管理は、最悪の場合を想定して準備を整えることを基本とする。新型コロナウイルスの感染動向は、ある転換点を境に指数関数的な増加が見られる。この転換点は各国の状況により異なるが、日本では首都圏における昨年末からの感染者急増がこの転換点超えとの指摘がある。いったん転換点を超えると感染の鎮静化は容易ではなく、この1月8日にも、大隅良典博士（東京工業大学栄誉教授）をはじめとする4人のノーベル賞学者が、現下の感染状況を憂慮され、医療崩壊を防ぐための支援の拡充やPCR検査能力の大幅な拡充等を柱とする提言をまとめ、政府に要望されている。したがって、今回の緊急事態宣言での対策（一か月にわたる飲食店の時短営業、外出自粛、テレワーク推奨、イベント制限等）で鎮静化しない場合、医療従事者や高齢者、及び基礎疾患のある方等へのワクチン接種がひと段落すると見込まれる今春までは、厳しい状況が継続するとのシナリオに沿った対策が求められる。そこで、収束に向けてのロードマップとして、以下の三段階で政策目標及びそれを実現するための政策を整理することとする。

まず、第一段階として当面の病原体による感染拡大の抑止のために、基本的対処方針の策定及び緊急事態宣言の発令（現在～2月上旬）、第二段階として変異株を含む病原体の封じ込め体制の確立のため新型インフルエンザ等対策特措法及び感染症法・検疫法の改正（1月下旬～2月初旬）、そして最後に収束に向けての集団免疫の形成を目指したワクチン接種の体制整備と迅速な普及（2月下旬～）の三つの段階で整理する。

## 1. 第一段階 基本的対処方針の策定 及び 緊急事態宣言の発令（現在～2月上旬）

目的：当面の病原体による感染拡大の抑止

## 2. 第二段階 新型インフルエンザ等対策特措法 及び 感染症法・検疫法の改正（1月下旬～2月初旬）

目的：変異株を含む病原体の封じ込め体制の確立

## 3. 第三段階 ワクチン接種の体制整備と迅速な普及（2月下旬～）

目的：収束に向けての集団免疫の形成

## 1. 第一段階 基本的対処方針の策定 及び 緊急事態宣言の発令（現在～2月上旬）

- 人との接触の大幅な抑制
- 感染確率の高い事業所へ営業時間の短縮要請と経済的支援
- 再度テレワークの促進
- その他、営業時間の短縮要請等に伴う支援の充実として、以下の対策を講じるとともに、引き続き、感染の状況、感染の経済に与える影響等を見極めた上で、弾力的に必要な対応を行うものとする。
  - ・緊急事態宣言発令地域等における飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により影響を受け、売上げが減少した中堅・中小事業者に対する一時金の支給。
  - ・コロナの影響を受ける中小事業者向け補助金（事業再構築補助金や持続化補助金）の優先採択。
  - ・日本政策金融公庫等による実質無利子・無担保融資の運用の柔軟化。
  - ・イベント業界については、予定されていた音楽コンサート、演劇、展示会等の開催を自粛した場合、開催しなくてもかかってしまう会場費等のキャンセル費用を支援。
  - ・雇用調整助成金の特例措置については、今般の緊急事態宣言に伴い、緊急事態措置を実施すべき区域等の知事の要請を受けて営業時間の短縮に協力する飲食店等に関しては、大企業の助成率を中小企業と同等の最大10/10に引き上げる。また、3月以降の特例の在り方が企業の雇用判断に与える影響を十分に考慮して、その内容が労働者の雇用を維持していくのに十分な水準となるよう速やかに検討を進め、1月末までに公表する。
- その他、水際対策の強化として、以下の対策を講じる。
  - ・ビジネストラック、レジデンストラックについては、変異株の感染状況を注視し、当面の間、停止する。
  - ・今般の緊急事態宣言に伴い、解除されるまでの間、日本人を含む全ての入国者・再入国者・帰国者に対し、出国前72時間以内の検査証明の提出を求めるとともに、空港検査を実施することとし、検疫を強化。
  - ・空港検疫で発見した陽性者は、医療機関や宿泊療養施設に隔離し、感染拡大防止を徹底する。
  - ・入国後2週間の自己管理措置（待機場所の厳守、公共交通機関を使用しない等）を強化し、市中感染防止を徹底する。
- 医療提供体制の充実・強化
  - ・首都圏では、入院する前に死亡するケースも出ている。医療を崩壊させない医療提供体制の充実・強化は喫緊の課題となっている。
  - ・地域医療全般を守る為には、公立・公的病院のすべき行政医療として感染症対策を徹底させ、それにより、重症及び中等症の病床を早急に確保する必要がある。
  - ・さらに、国や東京都所管の公立・公的病院において、その専門性や地域において果たしている役割を考慮しつつ、コロナ対応を中心とした病院への転換や更なる受入病床の上積みに取り組む。
  - ・東京都では二次救急を受ける民間病院が中心となっており、コロナ対応を受ける病院の3分の2が民間病院で、そこで55%の入院患者を診ている。コロナ病床には感染防止の為4人部屋を個室で使い、コロナ対応が可能な限られた人数のスタッフを多く配分する為、稼働病床数が減少して収入減となる一方、その他の疾患の患者を診られない状況が続いている。
  - ・故に、都も都立・公社3病院（広尾、荏原、豊島）をコロナ対応中心の病院とし新たに1400床コロナ病床を確保する事を決定した。

- ・コロナ対応のための人材を確保するため、潜在看護師の活用や他病院からの派遣支援、看護補助者向けの感染対策教材の作成などあらゆる手段を講じるとともに、回復した患者の転院を受け入れる医療機関等への支援を強化する。
- ・民間病院がコロナ患者を受け入れ、クラスターが発生した場合などには、当該病院が医療提供上の損失に加え風評被害などの様々な損失を被るケースがある。民間病院に引き続きの協力を要請する上でも、こうした医療機関に対しては、積極的な財政支援や風評被害への対応を行う。
- ・東京都以外の公立病院については地域の实情に応じて対応することとする。
- ・中等症以下のコロナ対応やコロナが治癒した患者を受け入れ後方支援を行う一般民間病院について、受入病床の確保に向けてさらなる協力を要請する。
- ・コロナ対応を中心とする病院の運営に当たっては、医師・看護師を始めスタッフを集中させる人材確保体制を広域連合など地域の中で充実させる。
- ・コロナの対応だけでなく、一般医療の体制も確保する必要がある、個々の病院がバラバラに対応するのではなく、地域の病院群の中で役割分担し、医療提供のためのシステムを作って対応していく必要がある。

#### ○社会を面でとらえる検査体制の充実・強化

- ・第3次補正予算の緊急包括支援交付金を活用したPCR検査機器の整備などにより、検査体制の拡充を図る。
- ・無症状でも感染力のある感染症であり、医療機関、高齢者・障害者施設等の職員等や入所者について、感染拡大の状況を踏まえて、必要ないわばスクリーニング検査やプール検査を行政検査の対象とする。さらに、自治体において、高齢者等に対して幅広い検査が行われるよう支援する。
- ・変異株のモニタリングの強化を図る。
- ・感染症法に基づき収集した検査結果や臨床情報等を含むデータを、国立感染症研究所及び国立国際医療研究センターが連携して一元的に管理し、迅速に解析を行うとともに、予防法・治療法の開発に資するよう、他の研究実施機関にデータを開かれた形で共有する体制を整備する。
- ・感染拡大を阻止するとともに、経済・社会・文化活動を安全に推進するために、民間による自己負担の検査も、精度管理をしつつ、陽性者については提携医療機関を通じて行政への届出を求める。

## 2.第二段階 新型インフルエンザ等対策特措法 及び 感染症法・検疫法の改正（1月下旬～2月初旬）

昨年10月6日、自由民主党政調審議会にて正式に承認された「新型コロナウイルス関連肺炎対策本部感染症対策ガバナンス小委員会 提言」にもある通り、

- ① 感染症危機時には国が責任を持って対応し
- ② 「公衆衛生」と「地域医療」を有機的に一体化させ
- ③ 感染症データは国が一元管理・開示をする

これらの目的を実現する為に、法的根拠となるように当面の法改正や制度改革を実施し、国と地方が心を一つに強力に対処すべきこと。

そのためにも、下記項目を今回の法律改正により実現すべきである。

#### 【特措法改正】

- ・ 飲食業等の事業者に対する休業等を含む措置の要請を可能とし、要請に応じない事業者へ指示を可能とすること。
- ・ 事業者への経済支援を法律上規定する一方、指示違反に係る罰則を導入すること。

#### 【感染症法・検疫法改正】

- ・ 国と地方自治体の役割を明確にし、権限の強化を図る。
- ・ 国による感染症情報のオンラインによる一元的管理、迅速な公開を目的とすること。
- ・ 宿泊施設、自宅等での療養の法定化
- ・ 新型コロナウイルス感染症の位置づけを明確にする。
- ・ 入国後 14 日間の指定場所での待機要請等の法定化

### 3. 第三段階 ワクチン接種の体制整備と迅速な普及（2 月下旬～）

#### ○安全性及び有効性を踏まえた迅速な承認手続き

- ・ 承認過程の透明性確保

#### ○接種の優先順位の設定とそれぞれの対象者の接種開始時期の発信

- ・ 医療従事者、高齢者、基礎疾患のある方等、必要な対象者から順次接種開始する。その際、基礎疾患の範囲の明確化による円滑な接種を推進する。
- ・ 感染拡大の状況を踏まえつつ、接種準備のできたところから順次迅速に接種を開始する。
- ・ また、それぞれの対象者の接種開始時期の目安を国民に分かりやすく発信する。

#### ○予防接種の実施体制の充実強化

##### ①ロジスティックス

- ・ 事前の準備、接種が円滑に進むよう、実施主体となる自治体の準備状況等を踏まえ、国・自治体間できめ細やかな連携・調整を行うとともに、厚生労働省や総務省など関係省庁が一体となって取り組む。接種会場の確保を含め、ロジスティックスを整理し、自治体等の関係者に分かりやすく提示する。
- ・ 製薬会社と地域の連携による確実な配送網を整備する。

##### ②予防接種

- ・ 医療機関及び医師会などの協力を求め、予防接種を実施する医療従事者を確保する。
- ・ 将来的にはマイナンバーカードと健康保険証を統一化し、個人情報管理システムへ統合することを踏まえ、デジタル情報の一元管理に努める。

##### ③副反応に対する迅速な対応

- ・ 副反応に対する迅速な対応を含めた予防接種の実施体制を適切に整備する。
- ・ 接種後の経過観察を徹底すること。
- ・ 副反応が発生した際の PMDA 等への通報システムの構築とその対応を周知すること。

(以 上)